

意見概要	該当箇所	回答
海洋基本法の理念が見えるような大きな方向性を示すことが重要である	全体	海洋基本計画においては、総論で海洋基本法に沿って海洋立国日本が目指すべき姿を記述しております。その姿を実現するため、第1部、第2部において、施策の方向性と具体的取組を記述しております。
全体的に開発中心の記述内容になっているのではないか	全体	前計画の策定時より、海洋エネルギー・鉱物資源開発については、大きく情勢が変化しております。海洋の開発と環境保全の調和を図るよう適切に施策を推進しているところであり、開発中心の計画になっていることはございません。
総論1(2)について、表現がわかりづらい	総論1(2)	総論では、海洋基本法に沿って海洋立国日本が目指すべき姿を記述しており、その姿を実現するため、第1部、第2部において、施策の方向性と具体的取組を記述しております。
海洋エネルギー・鉱物資源開発について、商業化を前倒しする取組が必要ではないか(前計画より後退しているのではないか)	第1部 1(2)	海洋エネルギー・鉱物資源開発については、技術開発、賦存量調査等を実施しております。これらの結果を踏まえた最新の施策の進ちょく状況に合わせ、記述しているため、前計画より記述内容が後退していることはございません。
海洋情報について、情報の利用実態を把握する旨を記述すべき	第1部2(3)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
人材育成について、全国民を対象とした社会教育機会の充実を図ることを記述すべき	第1部2(4)	第1部3(7)に頂いたご意見の主旨を記述しております。
東日本大震災に伴う生態系への影響把握を記述すべき	第1部2(6)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海洋調査について、既存体制の維持・充実、新たな調査手法の開発を盛り込むべき	第1部3(3)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海洋エネルギー・鉱物資源開発について、国際市場への展開を明記すべき	第1部3(4)	ご指摘を踏まえ、「海洋再生可能エネルギーや海洋エネルギー・鉱物資源産業等のグローバルはマーケットに進出し、増大する世界の海洋開発の需要を取り組むことが重要であり、世界でのシェアを拡大していく観点から、我が国の海洋産業の国際競争力を強化するために、官民一体となって、海外の海洋開発プロジェクトに日本企業が参画するための政策支援や環境整備に取り組む。」を記述致しました。
社会教育の在り方を検討すること	第1部3(7)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。

とを記述すべき		頂きます。
エネルギー安全保障を確保すべき	第2部1(1)	エネルギー安全保障の観点からも必要な取組を記述しております。
第1期海洋基本計画に比べ、目標年次等が後退しているのではないか	第2部1(1)	海洋エネルギー・鉱物資源開発については、技術開発、賦存量調査等を実施しており、これらの結果を踏まえ、必要な取組を記述しております。第1期に比べ、後退しているわけではございません。
海洋エネルギー・鉱物資源開発について、国費による民間船舶の活用について記述すべき	第2部1(1)	民間企業の協力を得つつ、海洋資源調査を推進することを記述しております。施策を実施するに当たり民間船舶の活用及びその方策については、検討させていただきます。
我が国の海洋エネルギー・鉱物資源の有効活用に関する記述をすべき	第2部1(1)	海洋エネルギー・鉱物資源の有効活用については、我が国周辺海域における賦存量調査及び資源採取に係る技術開発を推進し、採取できる状況になった後に、有効な活用方策については検討させていただきます。
新たな資源の開発に当たり、統一した指針を作成すべき	第2部1(1)	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定について、施策の実施状況等を踏まえ、検討することとしております。
メタンハイドレート開発（特に、日本海側）の推進	第2部1(1)	日本海側、太平洋側問わず、我が国として必要な取組を推進していくことが重要であると考えております。また、メタンハイドレートについては、海洋産出試験の結果等を踏まえ、平成30年度を目途に商業化の実現に向けた技術等の整備を推進しております。
・メタンハイドレートについて、我が国の資源であるのなら、「国際情勢をにらみつつ」、という文言は不要ではないか	第2部1(1)	メタンハイドレートについては、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、必要な技術開発を進めております。商業化に当たっては、国際情勢を考慮することは重要であると考えております。
・石油・天然ガスの賦存量調査について、探査実績の少ない海域ではなく、我が国周辺海域で埋蔵されている可能性の高い海域での調査に修正すべき	第2部1(1)	石油・天然ガスについては、資源ポテンシャルに関する基礎データが十分取得されていない未探鉱地域において、国が先導的な炭鉱活動を行い、そのポテンシャルを把握することが重要であると考えております。得られたデータを共有することで、我が国開発企業による探鉱開発活動の促進を図っております。
レアアースの調査・開発を推進すべき	第2部1(1)	レアアースについては、平成25年度以降3年間程度で、賦存量調査・賦存状況調査を行うとともに、将来の開発・生産を念頭に技術分野の調査・研究を実施してまいります。

海底熱水鉱床について、実海域プロジェクトを実施し、採鉱・揚鉱技術等を含めた統合システムの開発を盛り込むべき	第2部1(1)	海底熱水鉱床については、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう各種取組を推進しており、実海域実験も含め推進してまいります。
海洋の開発の項目において、海洋環境の保全についてもっと強調すべき	第2部1(1)	海洋エネルギー・鉱物資源開発に関しては、環境保全との調和を前提として取り組んでおります。また、第1部3(1)においては、環境に配慮した開発技術の確立に取り組むことを記述しております。
一般海域における海洋再生可能エネルギーの取組を記述すべき	第2部1(2)	海洋再生可能エネルギーに係る取組については、前提として一般海域で必要となる取組を記述しており、既に管理者が明確になっている港湾区域等における取組については、「先導的な取組」として記述しております。
風力発電の効率化や騒音問題について記述すべき	第2部1(2)	洋上風力発電に関しては、着床式・浮体式ともに技術開発に取り組んでおり、超大型風力発電システムの開発等、発電効率を上げるための取り組んでおります。また、洋上風力発電は、「洋上」となりますので、騒音問題は少ないものと考えております。
洋上風力発電事業の実施に際しては、鳥類の保護に万全を期すこと	第2部1(2)	希少種の生息・生育及びその生息・生育環境に影響が生じないように配慮するなど、適切に実施しております。
実証フィールドを整備するための調査費用は国が負担すべきではないか	第2部1(2)	実証フィールド整備に係るデータについては、当該海域での実測データを基本としておりますが、実測データの入手が困難であるとの合理的な理由がある場合は、公的機関等によるシミュレーションのデータや、その近傍での観測データを参考にしてもよい、としております。
再生可能エネルギーの全量を買収する制度を設ける必要があるのではないか。	第2部1(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
貧酸素水塊に伴う被害を軽減するための調査・研究の推進を盛り込むべき	第2部1(3)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
「海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究を着実に推進する」とあるが、「資源や海洋の長期モニタリング等の・・・」と修正すべき	第2部1(3)	頂いたご意見の主旨は原文に含まれているため、修正は必要ないと考えます。
もっと他に活用できる水産資源	第2部1(3)	漁業振興のための調査・研究を推進しているところで

があるのではないか		すが、他の水産資源の活用については、今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
持続可能な漁業について、水産認証など、具体的な方法を記述すべき	第2部1(3)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
捕鯨を中止すべき	第2部1(3)	調査捕鯨は、鯨類資源を持続的に利用していくために必要な科学的知見を得るために実施しております。
海洋保護区に係る法律について、生物多様性の保全が含まれるよう再整備すべきである。	第2部2(1)	海洋保護区については、国際的な議論も踏まえ、我が国の法制度の中で該当するものを海洋保護区として整理したものであり、法律の再整備は必要ないと考えております。
海洋環境の保全では、海洋環境に関する現状を記述すべきではないか	第2部2(2)	海洋基本計画は、現状を認識した上で作成しております。
二酸化炭素海中貯留について、「十分に安全な地点と手順が選択され、二酸化炭素地中貯留が実施される」や「国際法・国内法で規定されている二酸化炭素の海洋環境中への潜在的漏えいを想定した環境影響評価に関わる科学的知見を集積する」等の文言を追加すべき	第2部2(2)	海底下二酸化炭素回収貯留については、日本近海における生態系及び海水と底質の科学的特性の調査を実施する段階にあり、環境影響評価の妥当性を判断することが重要であると考えております。頂いたご意見については、今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
里海の取組を記述すべき	第2部2(2)	里海については、海洋環境を保全する上で重要な方策の一つであると認識しておりますので、海洋環境の保全を推進する際に、里海についても方策の一つとして検討させていただきます。
藻場・干潟が陸域から海域における栄養塩を中心とする物質循環施設であるという考え方を記述すべき	第2部2(2)	藻場・干潟については、海洋環境を保全する上で重要な方策の一つであると認識しておりますので、海洋環境の保全を推進する際に、藻場・干潟についても方策の一つとして検討させていただきます。
放射線モニタリングについて、「積極的な技術開発を推進し、海洋汚染を収束される技術を確立する」を明記すべき	第2部2(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
大陸棚延長申請について、勧告が先送りされた海域に対して早期に勧告が行われるよう適切な	第2部3(1)	早期に勧告が得られるよう、我が国として適切に対応しているところです。

対処が必要		
食料やエネルギー資源の確保のための日本の知的財産権法の排他的経済水域までの適用拡大が必要	第2部3(3)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
領土・領海の安全確保を推進すべき	第2部5(1)	領海、排他的経済水域等を守り抜くことを総論に記述しております。
海賊行為への備えを充実すべき	第2部5(1)	海賊多発海域における日本籍船において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置の取組を推進することと記述しております。
海上保安体制の強化について、もっと具体的に記述すべきではないか	第2部5(1)	周辺海域の秩序を維持するために必要となる海上保安体制の強化に取り組んでいるところです。
シーレーンの安全を確保するためにも、海上自衛隊の増強等の措置が必要ではないか	第2部5(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
ペルシャ湾及びホルムズ海峡の安全確保について言及すべき	第2部5(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
AISの今後の方向性について記述すべき	第2部5(2)	AISについては、第2部7(4)に、衛星による外洋海域を含む船舶航行状況を把握するための実証実験を実施することを記述しております。
海洋短波レーダーについて、外洋の沿岸域、特に船舶輻輳海域や国際海峡での充実を図るべき	第2部5(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
津波対策として、多目的ブイの研究に取り組むべき	第2部5(3)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
局所的な海面水位の上昇についても記述すべきである。	第2部5(3)	第2部7に、地球温暖化と長期的な気候変化への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるよう研究開発を推進することを記述しております。
海洋調査の効率的かつ効果的な体制の構築	第2部6(1)	海洋調査については、関係機関間で情報共有を行うなど、効率的かつ効果的に実施しております。
常に新しいデータの収集と研究・調査を義務づけるべき	第2部6(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海洋調査について、国の責務と省庁間の役割分担を明確にするとともに、海洋調査を担う機関に対し負担軽減と調査に必要な	第2部6(1)	海洋調査やモニタリングについては、調査船、衛星、観測ブイ、一般船舶による観測等を組み合わせて戦略的に推進することが重要であると考えております。頂いたご意見については、今後の施策の実施に関するご

財源措置を実施すべき		意見として参考とさせていただきます。
国産の海洋調査機器開発が重要	第2部6(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海底下二酸化炭素回収貯留の候補地における地質調査の実施を記述すべき	第2部6(1)	頂いたご意見の主旨は、第2部2に記述しております。
海底下二酸化炭素回収貯留について、海底からの貯留CO2漏えいの監視技術・体制を整備し、長期モニタリング調査を実施することを記述すべき	第2部6(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報管理の在り方を精査し、その公開方法を定めるための計画を加えるべき</li> <li>・ 海洋エネルギー・鉱物資源開発に係る情報の適切な公表に向けた環境整備を進めるべき</li> <li>・ 水産独自の生物・資源情報を考慮すべき</li> </ul>	第2部6(2)	海洋調査から得られた海洋情報については、収集・管理・公開に関する共通ルールを策定することを記述しております。なお、海洋エネルギー・鉱物資源に係る情報については、必要なものについて厳格に管理することを記述しております。
海洋エネルギー・鉱物資源開発について、広範な産業界に建設業を追加すべき	第2部7(1)	ご指摘を踏まえ、様々な産業界の知見を結集するという意味にするため、例示を削除致しました。
新しい探査技術の基礎的な研究開発について、民間企業が進められるよう支援を行うべき。	第2部7(1)	今後、施策を推進するにあたり、検討させていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋再生可能エネルギーの研究開発について、東北、沖縄に限定するかのような記述はやめるべき</li> <li>・ 東北、沖縄は実証フィールドとして予定されているのか。</li> </ul>	第2部7(1)	東北地方については、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく取組であり、沖縄については、その地理的特徴をいかした研究開発に関する取組となります。記述している東北、沖縄が実証フィールドとして予定されていることはございません。
台風・高潮に対する研究開発を記述すべき	第2部7(1)	第2部5(3)に、台風・高潮予測の精度向上に取り組むことを記述しております。
生物多様性の維持・保全を図るため、これまで知見の少ない生物種の調査・研究を推進すべき	第2部7(1)	海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図ることを記述しており、これまで知見の少ない生物種についても施策を推進するにあたり配慮させていただきます。
洋上風力発電以外の海洋再生可	第2部7(1)	海洋エネルギーの技術開発については、第2部1(2)

能エネルギーに関する研究開発に言及すべき		に記述しております。
南極観測船「しらせ」を北極海においても観測調査活動が従事できるようすることを記述すべき	第2部7(3)	北極海における観測・調査活動を推進するにあたっては、「しらせ」の活用も含め、様々な方策を検討させていただきます。
流通水産物に対する安全・安心を確保すること	第2部8(1)	衛生管理の徹底による安全な水産物の提供など、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換に取り組むことを記述しております。
グローバルな環境変化を踏まえた海運業の振興・競争力強化の観点を記述すべき	第2部8(1)	ご指摘を踏まえ、第2部8(1)に、「国際海運市場における競争の激化を踏まえ、諸外国の外航海運政策の動向を注視しつつ、我が国海運にとっての国際的な競争条件の均衡化のための施策に継続的に取り組む」と記述致しました。
造船業の項目にも、潜水調査船や探査機を記述すべき	第2部8(1)	調査船の目的は調査の実施であり、造船業に記述すべき項目ではないと考えます。なお、第2部6(1)において、海洋調査船、有人・無人調査システム等の整備について、記述しております。
船齢や漁業者の高齢化に伴う放置船問題や廃船処理問題への対策を言及すべく	第2部8(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
水産資源について、消費者教育を産業界、NGO含め促進すべき	第2部8(1)	海洋教育の推進については、第2部11に記述しております。頂いたご意見については、海洋教育の推進に取り組むにあたり、参考とさせていただきます。
洋上風力発電設備等の関連技術の海外展開に向けた取組を記述すべき	第2部8(2)	洋上風力発電を含む海洋再生可能エネルギーについては、グローバルなマーケットに進出していくことが重要であるとの認識の下、各種取組を推進しているところです。
津波技術や港湾技術等の技術を輸出すべき	第2部8(2)	港湾技術については、官民連携によるインフラシステムの海外展開を推進することを記述しております。また、防災技術について、アジアを始めとする災害に脆弱な国に対し、周知・普及活動に取り組んでいるところです。
海運業・造船業に建設業も追加すべき	第2部8(2)	ご指摘を踏まえ、「海運業・造船業等」に修正致しました。
海洋エネルギー・鉱物資源開発に係る海洋調査産業の育成について記述すべき。	第2部8(2)	海洋調査に民間企業が幅広く参画できる体制や海外展開に向けた検討を実施するなど、海洋調査産業の振興を図ることを記述しております。

二酸化炭素回収貯留に係る産業について記述すべき	第2部8(2)	二酸化炭素回収貯留については、環境影響評価の結果の妥当性を判断する段階にあると認識しております。頂いたご意見については、海底下二酸化炭素回収貯留を実際に実施する段階において、検討させていただきます。
沿岸域管理について、住民の主体的な参加、もしくは国民全体の管理の参加が保証されるべき	第2部9(1)	多様な主体の参画と連携と記述しており、地域の住民や漁業者、レジャー関係者、NPO等の海域利用者の参加を念頭に入れておりますが、各地域の特性に応じて参画する主体は異なるものと考えております。
沿岸域の総合的管理について財政的な支援を明記すべき	第2部9(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
沿岸域における産業のみならず自然環境の保全も重要	第2部9(1)	沿岸域の総合的管理の主旨は、開発と環境保全の調和がとれている状態となり、環境保全の重要性についても認識しております。
沿岸域の総合的管理の普及・広報活動を実施すべき	第2部9(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
沿岸域の総合的管理には、里海のことを記述すべき	第2部9(2)	地域の特性の応じ、里海づくりについても検討されるべきであると考えます。
水循環全体を考えた沿岸域の管理が重要	第2部9(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸砂州を慎重に保全すべき</li> <li>・養浜等による新たな土砂の供給による対策を実施すべき</li> <li>・藻場・干潟の水質改善機能を重視すべき</li> </ul>	第2部9(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
国外起因の漂流・漂着ごみについて、適切な取組を推進すべき	第2部9(2)	必要に応じ、発生国への申入れを行うことを記述するなど、適切に取り組んでおります。
海岸において、ありのままの自然を保全すべき（自然公園、緑地の整備等、人の手を加えるべきではない）。	第2部9(2)	それぞれの海岸の特色に合わせ、各種方策を検討し保全してまいりますが、里海のように人の手を入れることにより、適切に保全される場合もあると考えております。
海洋基本計画は「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」等の指針となるべきではないか。	第2部9(3)	その他の法律・計画を含め、適切に連携等をした上で、各種施策を推進しております。
海洋再生可能エネルギーに係る利用調整を記述すべき	第2部9(4)	海洋再生可能エネルギーについては、地域の活性化にも寄与するものと考えております。利用調整のみならず、安全、環境等の様々な観点から実施されるべき取

		組であるため、第2部9(1)に含有されております。
国境離島について、適切な保全・管理を推進すべき	第2部10(1)	国境離島については、保全、管理及び振興に関する特別の措置についても検討を行い、必要な措置を講じることを記述しております。
洋上での拠点としてメガフロートを活用すべき	第2部10(1)	メガフロートのみならず、有効な方策について検討しております。
離島の安全の確保を徹底すべき	第2部10(1)	我が国の安全保障及び海洋秩序維持の観点から、重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を適切に実施することを記述しております。
離島の特色をいかし、研究機関等を集積すべき	第2部10(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
離島の再生可能エネルギーについて、必要となるインフラの整備にも言及すべき	第2部10(2)	再生可能エネルギーの利用を促進することにより、インフラの整備も進むものと考えております。
・太平洋島嶼国への支援は日米同盟の新たな方向性として位置づけるべき ・ミクロネシアへの支援に重点を置くべき	第2部11(2)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
各団体と学校との連携を強化するべき	第2部12(1)	各種団体等の有機的な連携を促進することを記述しております。
教育施設の充実や海に関わるボランティアの増強など、海洋教育をサポートする体制の充実を強調すべき	第2部12(1)	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海洋資源・海洋土木で働こうと志す人が技能や資格を習得する場が必要である。	第2部12(2)	海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成することを記述しております。
計画に対するPDCAサイクルの明確化	第3部	PDCAサイクルについては、総合海洋政策本部参与会議を活用するとともに、各施策についての工程表作成等の段階において検討させていただきます。
政府が実施するODA等の海洋案件について、総合海洋政策本部との密接な協議が必要ではないか。	第3部	必要に応じ適宜情報共有等を行っているところですが、頂いたご意見については、今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
地域の特徴の強調は不要ではないか。	第3部	取組に合わせグローバルな視点で実施する施策と地域の特徴をいかすよう取り組むべき施策があると考えております。

第3部で具体的な期限や目標を定めるべき	第3部	基本計画策定後、施策の工程表を作成していく予定です。
海洋関連予算の一元化をすべき	第3部	選択と集中を図りながら、事業等の重複を排除しつつ実施することを記述しております。
海洋の利用や調査について、市民が参加できる仕組みを作ることが必要	第3部	国民・NPO等が、海洋への理解を深めることが重要であることを記述しており、海洋に関する様々なイベント等機会を通じてご参加頂いております。
パブコメの期間が短いのではないか	その他	パブリックコメントについては本年2月にも実施しており、その意見を踏まえ海洋基本計画は作成しております。今回のパブリックコメントは2回目であり期間が不十分であるとは考えておりません。
事業の効率化のため、省庁横断的な組織が必要ではないか	その他	第3部に記述しておりますとおり、事業等の重複を排除しつつ、効果的に実施しているところです。
第1期海洋基本計画の達成状況を記述すべき	その他	第1期の海洋基本計画の成果については第1部に記述しております。また、第1期海洋基本計画における課題や海洋をめぐる情勢の変化を考慮し、第1部2を記述しております。